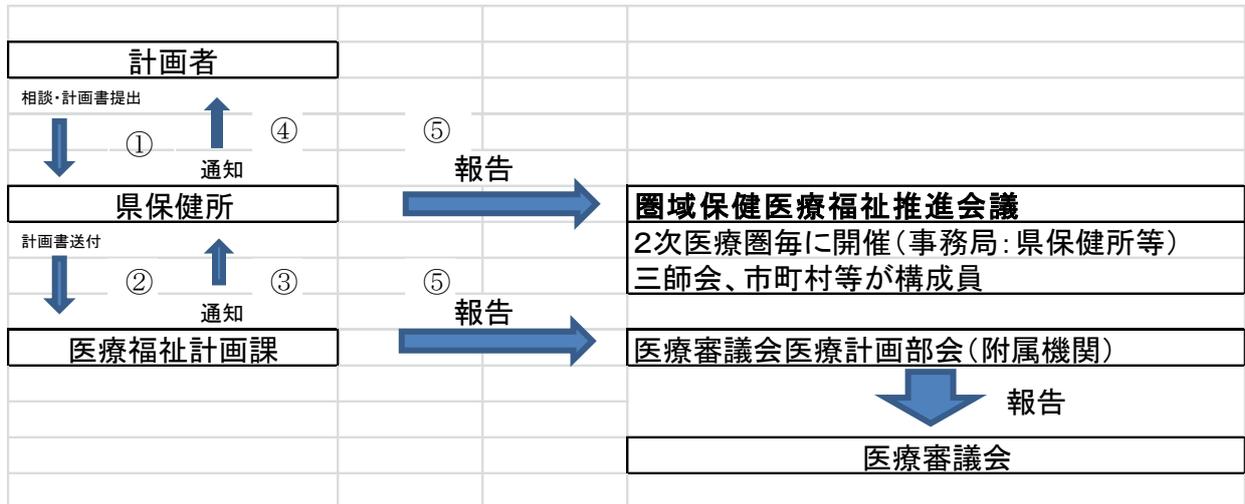


病床整備計画の手続について

- 病院の開設、病院の病床の増加、あるいは診療所の病床の設置といった行為（以下「病院開設等」という。）を行う場合は、医療法に基づき、知事の許可を受ける必要があります。
- 本県では、医療法による許可の前に、病院開設等を計画している者から事前に計画書を提出してもらい、その計画内容を審議し適当と認めた場合に限り、医療法上の許可を行うという**事前協議制**を採用しております。
- 事前協議の手続きは、「**愛知県病院開設等許可事務取扱要領**」により規定されております。
- 事前協議の流れは以下のとおりです。
 なお、この4月から、従前は圏域会議の審議事項とされてきた病床整備計画の審査について審査基準を満たしている案件については、報告事項となりました。
 また、有床診療所の病床整備計画の審査について、届出資格の基準を満たしている案件についても、報告事項となりました。



- 病床整備計画の対象となる病床は以下のとおりです。
 - **一般病床**
以下の病床以外のもの
 - **療養病床**
以下の病床以外の病床であって、主として長期にわたり療養を必要とする患者を入院させるためのもの
 - **精神病床**
精神疾患を有する者を入院させるためのもの
 - **感染症病床**
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）に規定する一類感染症、二類感染症及び新感染症の患者を入院させるためのもの
 - **結核病床**
結核の患者を入院させるためのもの